

韓国における中小企業の重大災害処罰法対応

(2022年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）ソウル事務所が現地法律事務所（金&張法律事務所）に作成委託し、2022年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

JETROおよび金&張法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえJETROおよび金&張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

JETRO・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

韓国における中小企業の重大災害処罰法対応

1. 法の制定背景および概要

韓国では、労働災害による死亡事故等が社会的な問題として指摘されてきたにもかかわらず、労働災害による死亡者数があまり減少しておらず、労働者10万人あたりの労災死亡事故件数がOECD国家の平均を大きく上回っています。一方、労働災害だけでなく、加湿器殺菌剤事件およびセウォル号事件のような大規模な一般市民の傷害・死亡事故が発生したことにより、市民災害に対する問題意識も大きくなりました。そのため国会は、経営者に対して安全保健管理体系に関心を持って管理せよというメッセージを伝える一方、重大災害が発生した場合に経営者の処罰を可能とすることによって、勤労者を含む従事者と一般市民の安全を確保し、企業の安全管理システムの不備により起きる重大災害事故を事前に防止すべく、2021年1月26日に重大災害等の処罰に関する法律(「重大災害処罰法」)を制定しました。

この法律は、大企業と中小企業を特に区別することなく、(1)会社の経営責任者等に対して、(2)従業員や市民の安全保健確保を行うことを直接に義務付けており、(3)当該義務の違反によって重大な事故が発生した場合には、法人だけでなく代表理事等の経営責任者個人に対して刑事処罰等の法的責任を問うことができるように規定しており、中小企業においても十分な対策が必要です。

2. 重大災害の種類

重大災害処罰法は、「重大災害」について以下の2つの類型を定めており、すなわち被害者が(1)業務に従事する者か(2)それ以外の第三者かによって区分されます。

重大産業災害		重大市民災害
産業災害(日本の労働災害に相当)により、以下のいずれかに該当する結果が生じた場合 ① 死亡者が1人以上発生 ② 同一の事故により6か月以上治療が必要な負傷者が2人以上発生 ③ 同一の有害要因により大統領令で定める職業性疾病者が1年以内に3人以上発生	結果	生産・製造・販売・流通中である原料または製造物、公衆利用施設または公衆交通手段の設計、製造、設置、管理上の欠陥を原因として発生した災害で、以下のいずれかに該当する結果が生じた場合 ① 死亡者が1人以上発生 ② 同一の事故により2か月以上の治療が必要な負傷者が10人以上発生 ③ 同一の原因により3か月以上治療が必要な疾病者が10人以上発生
従事者 (労働者に加え、請負・委任・委託など外注先の労務提供者)	被害者	利用者またはその他の者

3. 経営責任者等に課される責任

重大災害処罰法は、同法の定める義務に違反し重大事故を発生させた経営責任者等とその法人に対し、以下の民事・刑事責任を定めています。

経営責任者等の刑事責任	法人の刑事責任（両罰規定）	法人の損害賠償責任
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者が発生したときは、1年以上の懲役または10億ウォン以下の罰金(併科可能) ・ 死亡者が発生しなかったときは、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者が発生したときは50億ウォン以下の罰金、死亡者が発生しなかったときは10億ウォン以下の罰金 ・ ただし、法人が違反行為を防止するために相当な注意と監督を怠らなかった場合は免責 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営責任者等が故意または重大な過失により義務に違反して重大災害を発生させた場合、重大災害により損害を被った者に対して、法人がその損害額の5倍以下の範囲で賠償 ・ 法人が違反行為を防止するために相当な注意と監督を怠らなかった場合は免責

4. 「経営責任者等」の範囲

重大災害処罰法は、安全保健確保義務の主体および刑事責任の対象となる「経営責任者等」について、①「事業を代表して事業を総括する権限と責任がある者」(以下「事業総括責任者」)、または②「これに準じて安全保健に関する業務を担当する者」(以下「安全保健業務責任者」)と規定しています。

① 事業総括責任者

雇用労働部の解説書によれば、株式会社であれば通常その代表理事を意味するものの、形式上の職位や名称に関係なく、「実質的に」事業を代表して事業を総括する権限と責任があり安全保健確保義務の履行に関する最終的な意思決定権を持つ者が経営責任者に該当し得ます。もし複数の代表理事がいる体制であれば、複数の代表理事がいずれも経営責任者になり得ますが、企業内での職務、責任と権限および企業の意味決定構造等を総合的に考慮し、実質的に当該事業において最終経営責任者が誰であるかを判断することになります。

② 安全保健業務責任者

安全保健業務責任者は、事業または事業場全般の安全および保健に関する組織、人材、予算等に関して、代表理事など経営責任者に準じて総括する権限と責任を持つ最終決定権者を意味します。ただし、もし安全保健業務を専ら担当する最高責任者を設けたとしても、代表理事等から事業または事業場全般の安全保健に関する組織、人材、予算の総括管理および最終意思決定権の委任を受けた場合と評価できる場合でなければ、安全保健業務責任者として認められないというのが雇用労働部の立場です。

財閥系に代表される大企業の場合、上記②にあたる最高安全責任者（Chief Safety Officer = CSO）等を選任して安全保健に関するすべての権限と責任を委譲する例も散見されますが、中小企業の場合、さまざまな要因からこのような対応を行うことは事実上困難であることが多いため、代表理事が経営責任者にあたることを正面から認めて安全対策に取り組むのが一般的です。

5. 安全保健確保義務の内容

重大災害処罰法およびその施行令は、重大産業災害に関する経営責任者等の安全保健確保義務の内容として、以下のものを定めています。各措置に関しては、しっかりと履行され安全保健管理システムがうまく作動しているかについて半期または年1回の定期的な点検が義務付けられている点に留意が必要です。

安全保健確保義務の具体的内容
<p>① 災害予防に必要な人員、予算など安全保健管理体系の構築およびその履行に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 安全保健目標と経営方針の設定 ▪ 常時勤労者数が500人以上である場合、安全保健業務専門担当組織の設置 ▪ 有害・危険要因を確認・点検、改善できる業務手続の創設 ▪ 安全保健人員・施設・装備、有害・危険要因の改善等に必要の予算の編成および執行・管理体系の構築 ▪ 安全保健管理責任者等に業務遂行に必要な権限・予算の付与、業務評価基準の策定および評価・管理 ▪ 安全保健専門人員の配置および業務遂行時間の保障 ▪ 従事者の意見の聴取、改善方案の策定 ▪ 重大産業災害に関する対応マニュアルの制定 ▪ 業務を請負または委託に出す場合、外部業者に対する評価基準・手続を創設
<p>② 災害発生時の再発防止対策の樹立およびその履行に関する措置</p>
<p>③ 中央行政機関・地方自治体が関係法令により改善、是正等を命じた事項の履行に関する措置</p>
<p>④ 安全・保健関係法令による義務履行に必要な管理上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 関係法令による義務履行点検結果の報告受領 ▪ 報告を受けて人員配置、予算の追加編成など必要な措置 ▪ 安全保健教育の実施状況の確認および指示、予算確保など必要な措置

6. 実際の対応における留意点

既存の産業安全保健法によれば、企業が安全保健確保義務を履行しなければならない範囲は、企業が自ら事業場および元請事業者として支配・管理する場所に限られます。しかし、重大災害処罰法では、実質的に支配・運営・管理する「責任」のある施設、装備、場所において請負、役務、委託がなされた場合にまで経営責任者に安全保健確保義務を付与しています。また、重大災害処罰法においては、数次にわたって請負が行われる場合（元請、下請、孫請など）、各段階の請負人および請負人の勤労者までも、経営責任者が安全保健確保義務を履行しなければならない「従事者」に含まれるように規定しています。従って、既存の産業安全

保健法に比べて、より一層広範囲な安全保健確保義務が付与されているとみることができ、安全保健確保義務を履行しなければならない具体的な範囲がどの程度まで拡張されるのかに対する追加的な点検が必要です。

なお、重大災害処罰法では、経営責任者に対し、事業の従事者のみならず、その他一般市民についても類似する構造の安全保健確保義務を賦課しています（前述の「重大市民災害」の類型）。従って、企業の経営責任者は、重大労働災害の領域のみならず、重大市民災害の領域でも安全保健管理システムを構築し、備えていく必要があります。

結局、重大災害処罰法に備えるためには、各法令で規定している安全保健確保義務を経営責任者が管理・点検しているか把握し、不十分な部分を補完していくと同時に、安全保健管理システムを持続的にモニタリングすることによって企業内の安全文化を定着させることが重要であるといえます。また、経営責任者としては、その過程で安全保健確保義務に関する各事項の点検および報告を周期別に受け、不十分な事項に対しては積極的に改善を指示する必要があります。

7. 重大災害処罰法の施行（適用開始）時期

重大災害処罰法は2021年1月26日に公布され、2022年1月27日から施行されました。しかし、①個人事業者、②常時勤労者が50人未満である事業あるいは事業場、または③建設業の場合、工事金額50億ウォン未満の工事に対しては猶予期間が適用され、2024年1月27日から施行される予定です。よって、常時勤労者数が50人を下回る中小企業においては、適用を迎えるまでの間に本法への対応を十分に行っておくことが求められます。

なお、常時勤労者が5人未満である事業または事業場の事業主または経営責任者等には重大産業災害に関連する規定が適用されませんが、重大市民災害においては例外の適用はありません。